

八市文化厚第100号
令和5年8月17日

八代市厚生会館のホール再開を求める会

共同代表 丸山 久美子 様
佐藤 士郎 様
磯田 節子 様
甲斐田 栄 様
木田 哲次 様

八代市長 中村 博生



「八代市厚生会館に関する再公開質問状」への回答について

令和5年7月20日に、貴会からご質問いただきました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

なお、本年6月定例会市議会におきまして、「八代市厚生会館条例を廃止する条例」を提案し、廃止の理由等の説明を行ったうえで、可決いただいたところでございます。また、同条例につきましては、令和5年7月26日に施行され、同日付で八代市厚生会館の用途廃止を行いました。

廃止条例の議決にあたりましては、一般質問や委員会などにおいて説明を重ねてまいりましたこれまでの経緯や廃止の理由等を踏まえ、議会内で慎重に議論されたうえでご判断いただいたものであります。執行部といたしましても、議会のご判断を重く受け止めておりますことから、八代市厚生会館の廃止に至った経緯や理由等に関し、改めて議論することは差し控えたく存じます。

つきましては、今後、それらに関するご質問にはお答えいたしかねますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

※ は、貴会からの質問事項

1. 吊り天井の改修費について

8800万円が計上されていますが、さまざまな工法が研究されている中で、少しでも費用を抑えることのできる他の工法の検討はされたのでしょうか。もし他の工法の検討はしていないということであれば、それはなぜでしょうか。ご説明をお願いいたします。

【回答】

市が、旧厚生会館を今後 20 年間利用するために必要としておりました約 20 億円につきましては、目標耐用年数を考慮した施設整備について現況調査を行い、劣化度等の評価をしたうえで、現行法令への適否や諸課題を整理することを目的として令和 2 年度に実施しました「八代市厚生会館劣化度等調査業務委託」に基づき算出された「概算工事費」であり、標準的な工法に基づく金額であります。

仮に工事を行う際は、ご質問の吊り天井改修を含め、それぞれの改修項目ごとに設計業務委託を行い、その中で工法についても検討することになります。

2. 舞台照明のLED化について

舞台照明は、公演等がなければ、毎日、数時間も連続点灯させるものではありません。したがって、耐用年数は 20 年とされているものの、他の自治体では 40 年以上も LED 化せずに使い続けている舞台照明の例もあります。改修費として 2 億 6000 万円が計上されていますが、先の自治体の例からすれば、前回の照明交換からまだ 25 年近くは使い続けることが可能ではないでしょうか。また、その方が費用対効果が良いのではないのでしょうか。ご見解をお願いいたします。

【回答】

ご質問にある 2 億 6,000 万円につきましては、「舞台照明設備」と「館内照明設備」を LED 化するための改修費の合計額であると推察いたします。

照明設備の改修にあたっては、インシヤルコスト（改修工事費等）やランニングコスト（電気料や電球交換、修繕費等）といったコスト面だけではなく、環境負荷低減のための省エネルギー化も含め、総合的に判断する必要があります。

また、照明機器の主要メーカーが白熱球や蛍光灯、蛍光灯器具などの生産を終了する中、本市としましては、公共施設の新設や照明設備の改修の際には、LED 化を進めることとしております。

3. 椅子の交換について

椅子の間隔が確かに消防予防条例などの基準に照らして前後で1 cm、後列で約10 cm不適合であることは、前回の公開質問状への回答で理解しました。しかし、2億2000万円もかけて1脚30万円の椅子に新調するのではなく、リフォームして1 cm、10 cmずらす方法を考えてはいかがでしょうか。そのやり方では席数が900席となりますが、乗り込み公演で十分に収益を出しながら運営できる席数といえます。また、30万円というも高額すぎませんか。ご説明をお願いいたします。なお、座席の横幅について、確かに市民の一部からはその狭さを指摘する声もありますが、基本的に旅客機の座席と同じ寸法であり、ホール再開のために座席交換が必要不可欠であるとまでは言えないと考えますが、いかがでしょうか。

【回答】

旧厚生会館における椅子の前後の間隔は、前方席が34 cm、後方席が25 cmで、ご質問にある「八代広域行政事務組合火災予防条例」における基準では、前方席で1 cm、後方席で10 cmの不適合ですが、「熊本県建築基準条例」における基準では、前方席で3 cm、後方席で12 cmの不適合であり、座席も自動緩起立式ではないため、避難時の通り抜け幅が不足しておりました。

また、座席の横幅が現代の成人の体格では狭く、窮屈過ぎるため、現在の主流の幅に広げる必要がありました。これらは、移動手段である飛行機ではなく、劇場であった旧厚生会館の観客の皆様が、安全で快適に鑑賞いただくため、ひいては興行主や利用者の皆様に選ばれる施設として必要であったと考えております。

さらには、建設から60年以上が経過し、座面の汚れやシミ、張地の破れ、背座クッションのへたりなど、経年劣化が進行しており、廃番品のため修繕も困難であったことから、全面改修が必要であったと考えております。

なお、後方席部分は階段状の床面に椅子を設置しており、座席を後ろにずらすという方法は、現状の床面では不可能であります。また、改修費につきましては、既存座席(964席)の撤去・処分も含む金額であったことをご理解ください。

4. エレベーターの新設について

ワンフロアでコンパクトな作りが、厚生会館の特徴です。部分的にスロープを設けたり、あるいは2階にわざわざ行かなくても良いように1階の車椅子用特設スペースを改善したりする方が、財政負担も小さく、合理的ではないでしょうか。2階に行くためのエレベーターがどうしても必要だという理由は何でしょうか。ご説明をお願いいたします。

【回答】

平成27年度に国土交通省が定めた「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版)」では、「劇場、競技場等のバリアフリー化においては、高齢者、障害者等を含むすべての利用者に公平に対応することを原則とする」とされており、エレベーターの新設につきましては、車椅子利用者だけではなく、高齢者や障がい者を含む全ての皆様、ご友人やご家族とともに来館し、観劇・観覧を楽しんでいただくため、公共施設の責務として必要であったと考えております。

5. 舞台機構設備の改修について

「劣化度等調査報告」には、舞台機構設備改修（ブドウ棚を含む）は含まれておらず、「必要な改修」なののでしょうか。5億5000万円もの高額な費用を計上していますが、この改修の詳細な内容と、実施する理由、5億5000万円の詳細をお示してください。

【回答】

舞台吊り物機構設備につきましては、昭和59年にブドウ棚を木製から鉄製に改修して以降、40年近く経過しており、安全性と機能性の向上を目的として、耐震化及び電動化を行う予定であったものであります。

舞台機構設備や音響設備の更新時期は一樣ではなく、施設の老朽化以外にも機能改善・変更が大きな目安となります。舞台・音響等の技術は日々進歩しており、新設の劇場・ホールは、標準的な設備も高レベルになっております。それに伴い、利用者が制作する公演についても、演出形態の多様化や高度化が進んでいる状況にあります。

公演誘致や施設利用率の向上を図るためには、このような利用者ニーズの変化に対応しなければならず、今後20年間利用するために必要な費用と判断し、劣化度等調査の結果とあわせ、市営繕課が算出した標準的な概算工事費であります。

6. 音響設備改修について

これも「劣化度等調査報告」には含まれていませんが、1億5000万円が計上されています。音響設備の更新がなぜ必要なのでしょうか。そもそも厚生会館はホールの構造や仕様が音響施設として特段に優れていることが特徴なのであって、最新の音響機器で電氣的に補うことはかえってその特徴を殺してしまい、どこにでもあるホールにしてしまう可能性があります。この点についての市の見解と、音響設備改修の詳細と理由をお示してください。

【回答】

音響設備につきましては、平成3年に大規模改修を行って以降、30年以上経過しております。

舞台機構設備や音響設備の更新時期は一樣ではなく、施設の老朽化以外にも機能改善・変更が大きな目安となります。舞台・音響等の技術は日々進歩しており、新設の劇場・ホールは、標準的な設備も高レベルになっております。それに伴い、利用者が制作する公演についても、演出形態の多様化や高度化が進んでいる状況にあります。

公演誘致や施設利用率の向上を図るためには、このような利用者ニーズの変化に対応しなければならず、今後20年間利用するために必要な費用と判断し、劣化度等調査の結果とあわせ、市営繕課が算出した標準的な概算工事費であります。

また、旧厚生会館が高い評価を得ていたのは、「音響空間」としてであったと認識しておりますが、仮に工事を行う際は設計業務委託を行い、その中で適切な音響設備について、検討することになります。

7. 階段手摺の高さについて

「八代市厚生会館の今後の方針」と題された文書において、「4 八代市厚生会館劣化度等調査結果」のうち「ア 建築関係」の「⑦現行の建築基準法等に抵触しており、改修が必要」の項目に「階段手摺の高さを現状の70cmから110cmに嵩上げ改修」とありますが、建築基準法施行令に階段手摺の高さの規定はありません。法令と条文、及び、それにどのように抵触しているのか、ご説明をお願いいたします。

【回答】

ご指摘のとおり、建築基準法施行令において、階段手すりの高さに関する規定はありません。下記のとおり、同施行令第25条に階段手すりの設置義務と、同第126条に屋上広場やバルコニーの周囲等における手すり等の設置及びその高さに関する規定があるのみです。

旧厚生会館ホワイエの階段手すりは、70cmという幼児でも容易に乗り越えられる高さでありましたことから、高所における落下防止のための規定であります第126条を準用し、平成14年度に110cmへ嵩上げ改修を実施いたしました。

一方で、2階からの避難用外部スロープ及びその踊り場における手すりの高さは70cmのままであり、ご質問の「八代市厚生会館の今後の方針」における「階段手摺」は、当該避難用外部スロープ及びその踊り場における手すりのことを誤って記載したものであります。

なお、踊り場における手すりの高さは、建築基準法施行令第126条の対象となりますが、踊り場から一連でつながっているスロープ部分の手すりについては、階段手すり同様、高さに関する法令の規定はなく、抵触しておりませんものの、転落防止を目的として改修が必要と判断したものであります。

○建築基準法施行令

(階段等の手すり等)

第25条 階段には、手すりを設けなければならない。

2 階段及びその踊場の両側（手すりが設けられた側を除く。）には、側壁又はこれに代わるものを設けなければならない。

(屋上広場等)

第126条 屋上広場又は2階以上の階にあるバルコニーその他これに類するものの周囲には、安全上必要な高さが1.1メートル以上の手すり壁、さく又は金網を設けなければならない。

8. 舞台床の補修について

上と同じく「ウ 舞台関係」の「② 舞台床のささくれや劣化が激しいため補修及び張替えが必要」とありますが、「劣化度等調査報告」では「サンダー掛け塗装」が必要とされています。なぜ「張替え」に変更されているのでしょうか。変更理由のご説明をお願いいたします。

【回答】

今後 20 年間における出演者の安全を考慮し、舞台床のささくれについては、劣化度等調査業務委託に基づく「サンダー掛け塗装」を、劣化が激しい部分については、「張替え」する必要があると判断したためであります。

9. 「大規模な改修が必要」への表現変更について

「劣化度等調査報告」では「部分的なコンクリートの中性化や軽微なクラック等は確認されたが、(中略) 大きな損傷や劣化はない状況である。構造体としては直ちに大規模な改修が必要な状況ではないと判断する」とされています。しかし、令和3年2月26日に開催され、厚生会館のホール再開中止を決定した市の政策会議に提示された資料「八代市厚生会館の今後の方針」では「経年劣化が原因で起こる鉄筋腐食によるコンクリートの爆裂破壊が多数見られるため、外壁やバルコニーの大規模な改修が必要」と書き換えられています(アンダーラインは当会が付記)。このアンダーライン部の大変更はどのように起きたのでしょうか。具体的にご説明をお願いいたします。

【回答】

ご質問の前段にあります劣化度等調査報告における「大きな損傷や劣化はない状況である。構造体としては直ちに大規模な改修が必要な状況ではないと判断する」につきましては、耐震改修工事も実施していることから、旧厚生会館建物の構造体(躯体)そのものには、大規模な改修が必要な状況ではないということであります。

また、同じ劣化度等調査報告におきまして、「屋上防水は H8 年に改修されているが、劣化が進んでおり、屋内への漏水箇所が数か所確認されたので全面的に改修の必要あり」、「外壁タイル面も H26 の調査・改修提案したままで、タイル浮きやひび割れに対する改修工事が実施されていないので、改修の必要あり」などの指摘があるとおり、屋上防水や外壁タイルといった箇所別に見た場合、大規模(全面的)な改修が必要であり、コンクリートのひび割れ(クラック)が原因で発生している鉄筋腐食によるコンクリートの爆裂破壊についてもあわせて記載したものであります。

よって、ご質問にあるような「大変更」とのご指摘にはあたらないものと考えております。

10. 建物の耐用年数の回答について

前回の公開質問状に対する6月8日付回答では「なお、建設から既に60年が経過している厚生会館につきましては、(中略)20年後、80年を経過した施設として安全を確保するため、さらなる投資が必要」と説明されていますが、これは厚生会館を改修しても、20年後には再投資が困難であり、解体せざるを得ないかのような表現です。耐用年数の定義には「法定耐用年数」と、実際の「寿命」である「物理的耐用年数」があります。「法定耐用年数」はあくまでも課税の基本であり、寿命のことではありません。鉄筋コンクリート部の「物理的耐用年数」は、コンクリートの酸性雨による中性化深度で決まります。「劣化度等調査報告」では「中性化深度がほとんどゼロで、3階の一部に劣化が見られた」とあります。これは驚異的な数値です。この数値から見て、20年後の80年目に劣化が急激に進むとは考えられません。20年後に「安全を確保するため、さらなる投資が必要」という根拠と、その際に想定される費用についてご説明をお願いいたします。

【回答】

前回の公開質問状への回答にあった「80年」という数字は、平成29年3月に策定した「八代市公共施設等総合管理計画」において、ご質問にもある耐用年数の定義等も踏まえた上で設定しました「目標耐用年数」であり、今後20年間利用するために必要な費用についても、その「目標耐用年数」を根拠として算出したものであります。

また、上記の回答で「80年を経過した施設として安全を確保するため、さらなる投資が必要」としておりますのは、旧厚生会館のコンクリート躯体において約20年後に投資が必要という意味ではなく、約20億円かけて改修した設備の多くが約20年後に更新時期を迎えることや、老朽化の進行により新たな劣化箇所が発生することが想定されるため、「さらなる投資」という表現を用いたものであります。

11. 厚生会館での公演等における駐車場不足とされる件について

「文化ホール等あり方検討に関する市民アンケート調査結果」では、「免許を返納したので、行かなくなった」などの声もありましたが、拾い上げられていません。また、実は厚生会館周辺は現在、新しい市役所の駐車場もでき、市の施設が有する、市民が無料で使える駐車場の集中地帯となっています。それでも、駐車場は不足でしょうか。駐車場不足問題が解消されていないとする根拠について、ご説明をお願いいたします。

【回答】

市役所本庁舎の駐車場につきましては、日中は来庁者のため、夜間や休日等は市民交流エリアの会議室を利用される方をはじめ、中心市街地の賑わい創出等のために「開放」しているところであり、旧厚生会館における公演等のために「占用」することは考えておりませんでした。

その他の市有施設に関しましても、来館者のための駐車場としての使用が基本であり、イベント等を実施する場合や会議室利用者が多い場合などは、他の目的には使用できません。

以上のように、旧厚生会館での公演時における駐車場を安定的・優先的に確保できない状況において、駐車場不足が解消されたとは、全くもって言えなかったと考えております。

12. これまでの厚生会館の運営について

かつて厚生会館が自主興行や乗り込み興行などによって黒字だった時期がありました。それが赤字に転落してから相当な年月が経っています。この「相当な年月」の期間、文化・芸術や興行、ホール運営に関心や意欲のある担当職員が厚生会館に何人いたのでしょうか。一般の行政職員が数年おきに通常の人事異動で担当し、そうした知識や意欲、アイデアを持つ専門職員もいないまま運営することになったことが、厚生会館が赤字転落し、その状態が長期間、改善されないでいた現状の大きな要因の一つと考えます。この点について、市として何か振り返ることはないでしょうか。ご見解をお願いいたします。

【回答】

旧厚生会館につきまして、個々の興行が黒字になることはあっても、人件費等を含めた館全体の収支が黒字であった時期はありません。参考までに、決算書上、確認できる最も古い年度である平成7年度の収支をお示しします。

なお、これまで厚生会館の管理運営に従事してきた職員につきましては、それぞれに、前任者からの引き継ぎや研修の受講などによる知識の習得に努めながら、意欲や情熱を持って業務に取り組んできたものと考えております。

【平成7年度収支：△143,500,350円】

歳入：19,192,893円

(使用料：15,495,293円、自主文化事業入場料：3,697,600円)

歳出：162,693,243円

13. JR新八代駅周辺再開発について

一国二城の城下町の歴史を今に伝える本町周辺地区は、城跡や名勝、神社仏閣と厚生会館はじめ近現代の名建築としての文教施設が並び、妙見祭の祭礼行事、茶道や能楽をはじめとする市民の伝統的な営みや文化活動とが一体となって、八代市固有の文化資産を形成しています。そうした歴史・文化ゾーンから、これまで八代市を代表していた文化ホールを切り離してしまうことの是非、また、影響の大きさを、どのように検討されたのでしょうか。また、そのホールをスポーツ・物流拠点という位置付けにも見える新八代駅周辺に分離移動させることが、八代市のランドデザインとして本当に有効なのかどうか、合わせてご説明をお願いいたします。

【回答】

旧厚生会館につきましては、八代城跡をはじめ松濱軒や松井神社、博物館、お祭りなどでん館などといった八代市が誇る文化集積地の中心に位置し、歴史的周辺環境とも調和した施設であったと認識しており、その跡地の利活用の際には、景観についても強く意識しながら、整備を行ってまいりたいと考えております。

なお、旧厚生会館が立地しております地域は、「第二種住居地域」であり、現行法規では、本来、劇場を建築できない場所であります。

また、文化コンベンションセンター建設を含む新八代駅周辺整備については、本市の強みである重要港湾八代港や九州縦貫自動車道のインターチェンジ、九州新幹線などの交通結節機能を最大限活かした拠点性の高いまちづくりを進め、県南地域全体の浮揚につなげるとともに、本市が「県南の雄都」として更なる発展を遂げるため必要であると考えております。

14. 文化コンベンションセンター（仮称）について

収容人数的に見ても「大規模なコンサートやスポーツイベントなども開催可能な2000席以上のアリーナ」がメインとなる複合施設ということだと理解しています。ただ、八代市内にはすでに「アリーナ」を冠する「トヨオカ地建アリーナ（八代市総合体育館）」があり、その大体育室の収容人数は4328人（移動座席を含む）です。文化コンベンションセンター（仮称）が完成した際には、この「トヨオカ地建アリーナ」はどのような位置づけになるのでしょうか。また「トヨオカ地建アリーナ」からの「機能移転」ということは特になのでしょうか。ご説明をお願いいたします。

【回答】

トヨオカ地建アリーナにつきましては、土日の稼働率が98%を超えており、予約の重複も多数にのぼるため、利用をお断りしている状況にあります。

文化コンベンションセンター（仮称）内に整備予定のアリーナにつきましては、県南地域全体の浮揚につなげるべく、大規模なコンサートやスポーツイベントなどに加え、国際規模・全国規模の大会誘致や前述のトヨオカ地建アリーナにおける予約超過分の利用受け入れなど、「機能拡充」を図ることで、関係・交流人口の創出に努めてまいりたいと考えております。